



発行
東京都

目次

告示

○都道（首都高速道路）の区域変更……………
……………（建設局道路管理部路政課）…一

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………
……………四

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………
……………四

公告

○都市計画の案（八件）……………（都市整備局都市づく
り政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課）…四

告示

●東京都告示第九百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路
整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項
第九号の規定に基づき、令和七年八月二十九日、都道（首
都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついては、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十
八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和七年十月八日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西
局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 首都高速一号

二 変更の区間 品川区東品川二丁目五番二地先から同区
東大井一丁目二百四十八番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

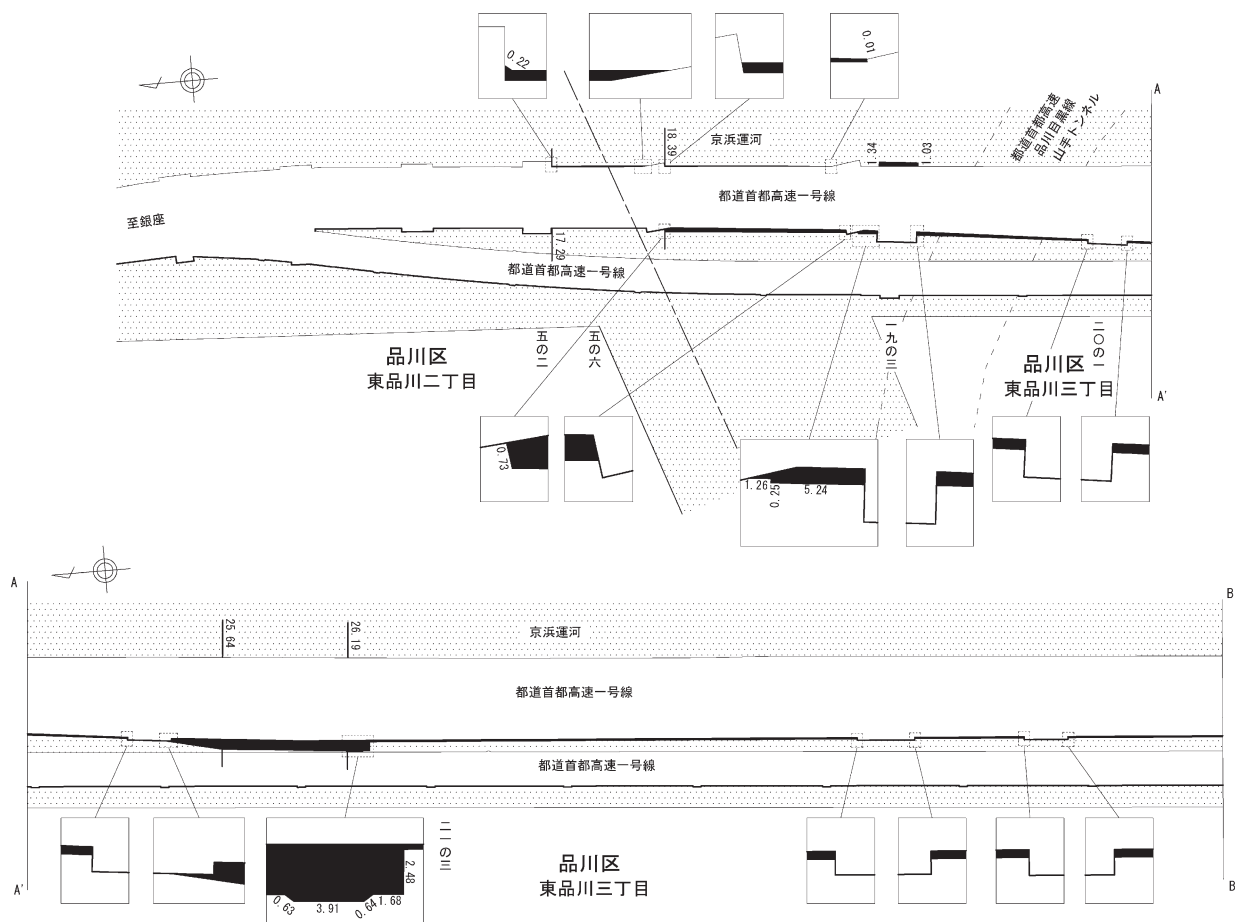
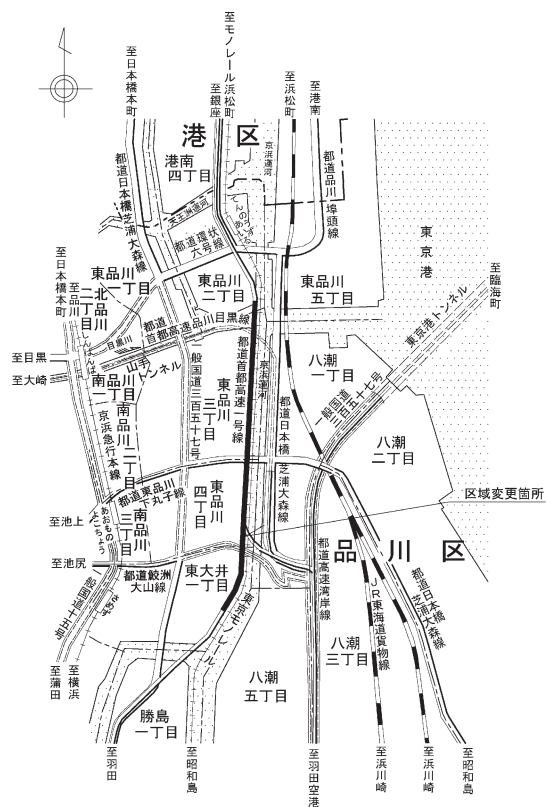
別図

都道首都高速一号線区域変更略図

品川区東品川二丁目～東大井一丁目



延長 一、〇八八・九六メートル
面積 四六・〇〇六平方メートル



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年十月八日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

ソナーレ浜田山 杉並区浜田山三丁目二十六番八号

菜の花葛飾有料老人ホーム 葛飾区奥戸九丁目十六番二号

ム

そんぼの家 西東京 西東京市中町六丁目五番十二号

●東京都選挙管理委員会告示第百十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和七年十月八日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

有料老人ホーム 篠崎明 江戸川区篠崎町二丁目三十一番三号 生苑

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層 削除する部分

住居専用地域 足立区中川三丁目地内

第一種住居地 追加する部分

域 足立区中川三丁目及び梅島三丁目各地内

削除する部分

足立区梅島三丁目地内

近隣商業地域 追加する部分

墨田区業平五丁目及び足立区梅島三丁目各地内

削除する部分

墨田区業平五丁目地内 追加する部分

墨田区業平五丁目及び足立区梅島三丁目各地内

削除する部分

墨田区業平五丁目及び足立区梅島三丁目各地内

変更する部分

足立区梅島三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに墨田区役所及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

大崎駅東口第 品川区大崎一丁目地内

4 地区地区計画 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所 縦覧期間 公告の日から二週間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課		都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月八日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 東京都都市計画道路 幹線街路補助 線街路第百三十八号線 変更する部分 足立区江北一丁目、江北二丁目、江北四丁目、扇三丁目、興野一丁目、興野二丁目、西新井本町四丁目、本木二丁目、関原三丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、梅島一丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、葛飾区南水元一丁目、南水元三丁目、新宿六丁目、東金町一丁目、東金町二丁目及び東金町三丁目各地内		二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに足立区役所及び葛飾区役所 縦覧期間 公告の日から二週間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課		都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月八日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 東京都都市計画道路 幹線街路放射 第三十二号線 削除する部分 墨田区業平四丁目及び押上一丁目 変更する部分 江東区塩浜二丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、千石二丁目、千田、扇橋二丁目、猿江二丁目、住吉二丁目、毛利一丁目、毛利二丁目、墨田区江東橋三丁目、江東橋四丁目、錦糸一丁目、錦糸三丁目、錦糸四丁目、太平三丁目、太平四丁目、横川三丁目、横川四丁目、業平三丁目、業平四丁目、押上一丁目、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目及び京島三丁目各地内		二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに墨田区役所及び江東区役所 縦覧期間 公告の日から二週間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課		都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月八日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 東京都都市計画道路 幹線街路補助 線街路第百三十八号線 削除する部分 墨田区業平四丁目、業平五丁目及び江東区亀戸三丁目各地内 変更する部分 墨田区業平二丁目、業平三丁目及び業平四丁目各地内	
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

幹線街路放射
第十号線
削除する部分
北区岩淵町地内

変更する部分

北区岩淵町地内

幹線街路環状
第八号線
変更する部分

北区岩淵町地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び北区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

幹線街路放射
第六号線
削除する部分
千代田区九段南二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年十月八日

一 都市計画の種類

東京都市計画道路

幹線街路補助
線街路第三百二十四号線

削除する部分

千代田区外神田一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

五反田駅付近
広場第一号
削除する部分

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

